

厚生労働省



番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長
厚労02	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労03	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
厚労04	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長
税目	法人税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。（以下「地域における良質かつ適切な医療の提供」という。）」について、達成すべき水準（目標値、測定指標）が定量的に示されていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ② 達成目標（地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。この進捗状況については、地域医療構想調整会議で合意した2025年（令和7年）における病床数に対する実際に増減された病床数の割合により評価する。当該数値を前年度と比較して低下させ、2025年度中に100%とすることを目標とする。（以下「病床の機能分化・連携の取組の推進」という。）」を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。  
なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ③ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。  
なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ④ 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
  - ⑤ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。  
なお、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

- 【厚生労働省の補足説明】
- ①・③・⑤ 「医療の質」を定義する法令や政策はなく「医療の質」についての定量的な目標設定は困難であるが、現在何らかの定量的な目標設定が可能かを含めて検討しているところであり、お時間をいただきたい。
  - ② 新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、重点支援区域の設定の可否を判断した都道府県の割合を2023年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回を本特例措置の適用期間の目標として設定する旨、記載した。
  - ④ 地域医療構想の実現という政策目的の達成状況を図る指標としては、記載の指標が最も適切であると考えます。

- 【点検結果】
- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
  - ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）」の記載に基づき、重点支援区域の設定の可否を判断した都道府県の割合を2023年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回を本特例措置の適用期

間の目標として設定する」との説明では、新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができず、より適切な達成目標を設定する必要があるため、この点を課題とする。

③～⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（年間の時間外労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とする）とともに、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和4年4月19日厚生労働省告示第7号）に基づき、2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として設定（以下「医師の労働時間短縮」という。）に係る過去の適用数（令和2年度及び3年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
  - ② 達成目標（「医師の労働時間短縮」及び「病床の機能分化・連携の取組の推進」）に係る過去の適用数（令和2年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- 【厚生労働省の補足説明】
- ① 令和3年度の適用数は都道府県へのヒアリング結果を用いて算出している。また、令和2年度の実績は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」を引用している旨を記載（双方とも事前評価書を修正）した。
  - ② 令和2年度までは「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値であり、ご指摘を踏まえ評価書を修正した。
- 【点検結果】
- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（医師の労働時間短縮）に係る将来の適用数（令和4年度から6年度まで）について、「都道府県へのヒアリング結果（令和4年度見込み）」及び医師の時間外労働時間上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査（厚生労働省保険局調べ）に基づく黒字病院の割合等に基づき令和4年度以降の適用数を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- 【厚生労働省の補足説明】
- ① （法人税・法人事業税）1,500施設（※1）×4割（※2）×1割（※3）＝約60施設（令和4～5年度）、令和6年度は、令和6年4月の時間外・休日労働時間の上限規制適用開始後になるため、令和3年度適用見込み数と同程度と推計している。  
※1 医師の働き方改革に関する検討会報告書（平成31年3月28日）に記載の特例水準申請予定医療機関数：1500施設程度  
※2 第23回医療経済実態調査（令和3年11月 中央社会保険医療協議会資料）に基づく黒字病院割合：約4割  
※3 令和4年度の申請見込み件数（47都道府県中3県）に基づく申請見込み割合：約1割（所得税）令和2,3年度の適用数と同程度と推計している。
- 【点検結果】
- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医師の労働時間短縮）に係る過去の減収額（令和2年度及び3年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）に係る過去の減収額（令和元年度及び2年度）について、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、「医療施設調査結果」等より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）に係る過去の減収額（令和2年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 令和3年度の適用数は都道府県へのヒアリング結果を用いて算出している。また、令和2年度の実績は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」を引用している旨を記載（双方とも事前評価書を修正）している。</p> <p>② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。</p> <p>③ 令和2年度までは「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値であり、ご指摘を踏まえ評価書を修正いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医師の労働時間短縮）に係る将来の減収額について、「都道府県へのヒアリング結果（令和3年度見込み）」及び医師の時間外労働の上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査（厚生労働省保険局調べ）に基づく黒字病院の割合等に基づき特別償却の上記①適用数を算出し令和4年度以降の減収額を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 都道府県へのヒアリング結果を用いて、令和3年度減収見込み額の1件あたりの平均額を算出し、当該平均額に令和4年度以降の適用見込み数を乗じて将来の減収額を算出している（適用見込み数の計算式は「将来の適用数欄」を参照）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医師の労働時間短縮）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。</p> <p>② 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（医師の労働時間短縮）に対する過去の効果について、過去の適用数3件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるこ</p>
---

<p>とが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度の調査によると、時間外労働時間が年間1860時間を超える医師は8.6%であったが、現在の状況は調査中でありお答えできない。しかし、依然として一定数の医師は施行後の時間外・休日労働時間の上限を超えていると考えられるため、引き続き、特別償却制度による対象機器の導入を推進する必要がある。</p> <p>② 本年9月末時点における地域医療構想調整会議で合意した2025年における病床数に対する実際に増減された病床数の割合について、現在調査を実施しているところであり、過去の効果について、現時点において定量的に図ることが困難であるが、当該特例措置を活用した民間医療機関の再編の実績があがってきており、本特例措置が地域医療構想の実現に寄与している。</p> <p>※ 現時点で把握している地域医療構想調整会議で合意した2025年における病床数は806,923床で対象病床数の63%となっている（平成30年度末時点。当該病床数に対する実際に増減された病床数の割合は把握していない。）。</p> <p>③ 前述のとおり、「地域における良質かつ適切な医療の提供」の定量的な目標設定については検討中であり、お時間をいただきたい。</p> <p>④ 新型コロナの流行等医療を取り巻く厳しい環境の中で適用件数は伸びていないが、①に記載の通り、働き方改革の取組を推進する必要がある医療機関は一定程度存在する。</p> <p>また、2035年の暫定特例水準の廃止を見据え、960時間超えの医療機関の労働時間を縮減する必要がある中で、実際に対象機器を導入した事例では、意識改革やタスクシフト・シェアの実施と合わせた総合的な働き方改革の実施により、10時間削減された事例もあり、対象機器の導入が医療機関内の勤務環境改善に寄与していることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>⑤ 地域医療構想については、感染拡大以降、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、感染状況を見ながら地域医療構想の具体的な工程を検討することとしており、その工程が明確となっていないことにより、これまで適用件数が僅少であったと考えられる。</p> <p>昨年12月の国と地方の協議を経て、本年3月の通知において、「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。」とし、民間医療機関についても公立公的と同様に対応を求めることを明確にしたところである。これを受けて、地域においても民間医療機関を含めた対応方針の策定等に向けた取組が進められており、今後においては適用件数について増加が見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和元年度の調査によると、時間外労働時間が年間1860時間を超える医師は8.6%であったが、現在の状況は調査中でありお答えできない。」との説明では、達成目標（医師の労働時間短縮）に対する過去の効果（令和2年度及び3年度）が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（医師の労働時間短縮）に対する過去の直接的な効果について、「本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間（3ヶ月平均）と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果は得られている」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消された</p>

が、「昨年12月の国と地方の協議を経て、本年3月の通知において、「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。」とし、民間医療機関についても公立公的と同様に対応を求めることを明確にしたところである。これを受けて、地域においても民間医療機関を含めた対応方針の策定等に向けた取組が進められており、今後においては適用件数について増加が見込まれる」との説明では、僅少となっている適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。  
 また、達成目標（医師の労働時間短縮）に対する将来の効果（令和4年度から6年度まで）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。  
 ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医師の労働時間短縮）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（病床の機能分化・連携の取組の推進）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（地域における良質かつ適切な医療の提供）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 医療機関における医師の労働時間の短縮については、医療機関のマネジメント改革（意識改革、タスクシフト・タスクシェアの推進、複数主治医制の導入等）を進めた結果であり、このような複合的な取組方法は「医師の働き方改革に関する検討会」報告書でも記載されている。</p> <p>また、医療機関の規模、機能、地域の医療需要等によっても労働時間の短縮の程度は異なるため、医療機器の導入による短縮時間の推計は難しいが、今回、定量的に記載するため、過去の導入事例から、複合的な取組の結果としての具体的な労働時間の短縮実績を記載し、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準について2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえて設定した「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的に短縮する」目標の達成に対象機器の導入が寄与すると考えている。</p> <p>② 本年9月末時点における地域医療構想調整会議で合意した2025年における病床数に対する実際に増減された病床数の割合について、現在調査を実施しているところであり、将来の効果について、現時点において過去の実績を踏まえた上で定量的に図ることが困難であるが、当該特例措置を活用した民間医療機関の再編の実績があがってきており、本特例措置が地域医療構想の実現に寄与している。</p> <p>※ 現時点で把握している地域医療構想調整会議で合意した2025年における病床数は806,923床で対象病床数の63%となっている（平成30年度末時点。当該病床数に対する実際に増減された病床数の割合は把握していない。）。</p> <p>③ 前述のとおり、「地域における良質かつ適切な医療の提供」の定量的な目標設定については検討中であり、お時間をいただきたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「過去の導入事例から、複合的な取組の結果としての具体的な労働時間の短縮実績を記載し、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準について2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえて設定した「2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的に短縮する」目標の達成に対象機器の導入が寄与すると考えている」との説明では、達成目標（医師の労働時間短縮）に対する将来の効果（令和4年度から6年度まで）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、上記の説明では、目標値は算定根拠とならないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標（医師の労働時間短縮）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和6年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

【令和元年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額 ⑥	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病院	16,348	5,720	93,510,560	89.8%	83,972,483					1.0%	-	都道府県	3,769
	診療所	2,278	43,593	99,304,854	38.5%	38,232,369	72.6%	1,624,690	23.2%	376,928	6.0%	-	市町村	22,616
	歯科	2,105	14,762	31,074,010	41.1%	12,771,418					7.0%	6.6%	合計	26,385
個人	病院	5,333	174	927,942	89.8%	833,292								
	診療所	1,366	41,073	56,105,718	38.5%	21,600,701	27.4%	613,175	16.1%	98,721				
	歯科	1,309	53,133	69,551,097	41.1%	28,585,501								
合計		28,739	158,455	350,474,181		185,995,764	100.0%							

【適用件数の推計】

適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	506	72.6%
所得税		27.4%

【別表1】令和元年度

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	16,809 1000~ 2000万円	16.1%
診療所	10,402	
歯科	5,910 500~ 1000万円	8.3%

【令和2年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額 ⑥	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病院	15,783	5,687	89,757,921	89.8%	80,602,613					1.0%	-	都道府県	3,701
	診療所	2,199	44,219	97,237,581	38.5%	37,436,469	71.9%	1,595,170	23.2%	370,079	6.0%	-	市町村	22,205
	歯科	2,091	15,161	31,701,651	41.1%	13,029,379					7.0%	6.6%	合計	25,906
個人	病院	4,465	156	696,540	89.8%	625,493								
	診療所	1,382	40,310	55,708,420	38.5%	21,447,742	28.1%	623,425	15.0%	93,514				
	歯科	1,367	52,103	71,224,801	41.1%	29,273,393								
合計		27,287	157,636	346,326,914		182,415,089	100.0%							

【適用件数の推計】

適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	446	71.9%
所得税		28.1%

【別表2】令和2年度

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	17,045 1000~ 2000万円	15.0%
診療所	10,724	
歯科	5,871 500~ 1000万円	7.8%

【令和3年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額 ⑥	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税
医療法人	病院	16,066	5,687	91,367,342	89.8%	82,047,873					1.0%	-	都道府県	3,735
	診療所	2,239	44,219	99,006,341	38.5%	38,117,441	72.5%	1,609,930	23.2%	373,504	6.0%	-	市町村	22,410
	歯科	2,098	15,161	31,807,778	41.1%	13,072,997					7.0%	6.6%	合計	26,145
個人	病院	4,899	156	764,244	89.8%	686,291								
	診療所	1,374	40,310	55,385,940	38.5%	21,323,587	27.5%	618,300	15.0%	96,455				
	歯科	1,338	52,103	69,713,814	41.1%	28,652,378								
合計		28,014	157,636	348,045,459		183,900,567	100.0%							

【適用件数の推計】 適用件数は令和元、2年度の平均値

適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	476	72.5%
所得税		27.5%

【別表3】令和元、2年所得の平均値

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	16,927 1000~ 2000万円	15.0%
診療所	10,563	
歯科	5,891 500~ 1000万円	8.1%

【出典】  
 ※23都道府県経済産業調査結果（減価償却費（医療機器）、課税前所得）  
 ※国勢調査結果（施設数）  
 ※医療機関等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）  
 ※税務特別措置法の適用実績調査結果（特別償却額、適用件数）  
 ※地方自治体基本調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人税:義(国税3)、法人事業税:義(自動連動)
		所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 Ⅰ. 長時間勤務の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについて、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等労働時間削減計画に基づいて取得することで、15%の特別償却が受けられる。 Ⅱ. 地域医療構想の実現のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得する建物及びその附属設備について8%の特別償却が受けられる。 Ⅲ. 医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却が受けられる。 ※全身用CT・MRIについては配置効率化等を促す仕組み講じることで特別償却が受けられる。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。 ※Ⅲの措置については対象の機器の見直しを行う。
		《関係条項》 租税特別措置法第12条の2、第45条の2
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医事課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和2年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	医療用機器の特別償却制度については、昭和54年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直しながら2年毎に延長されてきた。 平成31年度税制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が2年延長された。

令和3年度税制改正では、配置効率化等を促すための措置を講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上で、その適用期限が2年延長された。(令和5年3月31日まで)。

(参考)医療用機器の特別償却制度の改正状況

年度	償却率	取得価格の下限
昭和54年(創設)	25%	800 千円
昭和56年	20%	1,100 千円
昭和58年	18%	1,400 千円
昭和60年	16%	同上 千円
昭和62年	同上	1,600 千円
平成元年	15%	同上 千円
平成3年	同上	1,800 千円
平成4年	同上	2,000 千円
平成5年	同上	2,200 千円
平成6年	14%	同上 千円
平成7年	12%	2,400 千円
平成9年	14%	4,000 千円
平成11年	同上	同上 千円
平成13年	同上	同上 千円
平成15年	同上	5,000 千円
平成17年	同上	同上 千円
平成19年	同上	同上 千円
平成21年 ※1	同上	同上 千円
平成23年 ※2	12%	同上 千円
平成25年 ※3	同上	同上 千円
平成27年 ※3	同上	同上 千円
平成29年 ※3	同上	同上 千円
平成31年 ※4	同上	同上 千円
令和3年 ※4	同上	同上 千円

※1 平成21年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のものに限定。

※2 平成23年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。

※3 平成25年度、平成27年度及び平成29年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。

※4 平成31年度延長及び令和3年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施するとともに、対象機器のうち全身用CT・MRIについては配置効率化等を促す仕組みを講じた。

8	適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
9	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Ⅰ.2024年4月の医師の時間外労働時間の上限規制の適用開始に向け、長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間の短縮に資す

		<p>る設備の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供する。</p> <p>II. 地域医療提供体制の確保のため、設備投資に係る負担を軽減することで病床の再編等を促進する。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実を図り、安心して安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>I. 新型コロナにより浮き彫りになった課題に対処しつつも、今後、人口構造が急速に変化していくことや2024年4月の医師の時間外労働時間の上限規制適用を見据えて、引き続き医師の勤務時間短縮等の「医師・医療従事者の働き方改革」を進め、医療従事者の健康を確保の上、医療の質・安全の向上を図ることなどの取組を進めていかなければならない。</p> <p>II. 骨太2019においては、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、地域の医療機関の再編統合に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地域医療構想を推進していかなければならない。</p> <p>III. 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3)</p> <p>国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>施策目標 1-2 医療従事者の働き方改革を推進すること</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>I. 2024年4月以降、診療に従事する勤務医に適用される一般的な時間外労働の上限時間の水準を原則月100時間未満、年960時間以下とし、地域医療確保のためにやむを得ず、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準については、原則月100時間未満、年1,860時間以下としたうえで、2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえ、本特例償却制度等により、年間の時間外労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とするとともに、「医師の労働時間短縮等に関する指針」(令和4年1月19日厚生労働省告示第7号)に基づき、2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として設定する。</p>

		<p>II. 地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。この進捗状況については、地域医療構想調整会議で合意した2025年(令和7年)における病床数に対する実際に増減された病床数の割合により評価する。当該数値を前年度と比較して低下させ、2025年度中に100%とすることを目標とする。また、新経済・財政再生計画改革行程表2021(令和3年12月23日経済財政諮問会議)の記載に基づき、重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を2023年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回を本特例措置の適用期間の目標として設定する。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>I. 医師の労働時間短縮に資する設備が導入されることにより、医療従事者の労働時間が短縮されるとともに、医療従事者の健康及び医療の質の確保につながっている。</p> <p>II. 本年3月に地域医療構想の進め方に関する通知を发出し、今後全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向を確認することとしている。重点支援区域については4月時点で18区域選定したところであり、再編等の該当事例に適用されたことにより、医療機関における病床の機能分化・連携の取組につながっている。</p> <p>III. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されたことにより、病床の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>I. 令和2年度 (法人税・法人事業税) 2件 (所得税) 2件 令和3年度(推計) (法人税・法人事業税) 3件 (所得税) 2件 令和4年度～5年度(各年度の推計) (法人税・法人事業税) 30件 (所得税) 2件 令和6年度(推計) (法人税・法人事業税) 3件 (所得税) 2件 ※令和2年度は「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」、令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」を用いて算出 ※「都道府県へのヒアリング結果(令和3年度見込み)」及び医師の時間外労働時間上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査(厚生労働省保険局調べ)に基づく黒字病院の割合等に基づき令和4年度以降の適用数を算出。</p> <p>II. 令和元年度 (法人税・法人事業税) 1件 令和2年度 (法人税・法人事業税) 3件 令和3年度(推計) (法人税・法人事業税) 2件 令和4年度～6年度(各年度の推計) (法人税・法人事業税) 2件 ※令和元・2年度は「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」の実績値 ※令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出 ※令和4年度以降の実績は、令和元年度から令和3年度の平均値から算出</p>

		<p>III. 令和元年度                  (法人税・法人事業税) 506 件 (所得税) 191 件                  令和2年度                  (法人税・法人事業税) 446 件 (所得税) 174 件                  令和3年度～6年度(各年度の推計)                  (法人税・法人事業税) 476 件 (所得税) 181 件                  ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、                  「医療施設調査結果」等より推計                  ※法人税・法人事業税は、適用数の実績値が判明しているのが令和2年度までの                  ため、令和3年度以降の適用数については令和元年度と令和2年度の平均値か                  ら算出                  ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出</p>
②: 適用額	<p>I. 令和2年度                  (法人税・法人事業税) 1 百万円 (所得税) 11 百万円                  令和3年度(推計)                  (法人税・法人事業税) 106 百万円 (所得税) 11 百万円                  令和4年度～5年度(各年度の推計)                  (法人税・法人事業税) 260 百万円 (所得税) 12 百万円                  令和6年度(推計)                  (法人税・法人事業税) 106 百万円 (所得税) 11 百万円                  ※令和2年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、令和3年度は「都道                  府県へのヒアリング結果」を用いて算出                  ※「都道府県へのヒアリング結果(令和3年度見込み)」及び医師の時間外労働の                  上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施                  設実態調査(厚生労働省保険局調べ)に基づく黒字病院の割合等に基づき特別                  償却の上記①適用数を算出し令和4年度以降の適用額を算出。</p> <p>II. 令和元年度                  (法人税・法人事業税) 1 百万円                  令和2年度                  (法人税・法人事業税) 167 百万円                  令和3年度(推計)                  (法人税・法人事業税) 89 百万円                  令和4年度～6年度(各年度の推計)                  (法人税・法人事業税) 86 百万円                  ※令和元・2年度は「租特透明化に基づく適用実態調査結果」の実績値                  ※令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出                  ※令和4年度以降の実績は、令和元年度から令和3年度の平均値から算出</p> <p>III. 令和元年度                  (法人税・法人事業税) 1,625 百万円 (所得税) 613 百万円                  令和2年度                  (法人税・法人事業税) 1,595 百万円 (所得税) 623 百万円                  令和3年度～6年度(各年度の推計)                  (法人税・法人事業税) 1,610 百万円 (所得税) 618 百万円                  ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、                  「医療施設調査結果」等より推計                  ※法人税・法人事業税は、適用数の実績値が判明しているのが令和2年度までの                  ため、令和3年度以降の適用額については令和元年度と令和2年度の平均値か                  ら算出                  ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出</p>	

③: 減収額	<p>I. 令和2年度                  (法人税) 0 百万円 (所得税) 2 百万円                  (法人事業税) 0 百万円                  令和3年度(推計)                  (法人税) 16 百万円 (所得税) 2 百万円                  (法人事業税) 1 百万円                  令和4年度～5年度(各年度の推計)                  (法人税・法人事業税) 39 百万円 (所得税) 2 百万円                  (法人事業税) 3 百万円                  令和6年度(推計)                  (法人税・法人事業税) 16 百万円 (所得税) 2 百万円                  (法人事業税) 1 百万円                  ※令和2年度は「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、令和3年度は「都道                  府県へのヒアリング結果」を用いて算出                  ※「都道府県へのヒアリング結果(令和3年度見込み)」及び医師の時間外労働の                  上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施                  設実態調査(厚生労働省保険局調べ)に基づく黒字病院の割合等に基づき特別                  償却の上記①適用数を算出し令和4年度以降の減収額を算出。</p> <p>II. 令和元年度                  (法人税) 0 百万円                  (法人事業税) 0 百万円                  令和2年度                  (法人税) 39 百万円                  (法人事業税) 11 百万円                  令和3年度(推計)                  (法人税) 21 百万円                  (法人事業税) 6 百万円                  令和4年度～6年度(各年度の推計)                  (法人税) 20 百万円                  (法人事業税) 6 百万円                  ※令和元・2年度は「租特透明化に基づく適用実態調査結果」の実績値から算出                  ※令和3年度は「都道府県へのヒアリング結果」をそのまま用いて算出                  ※令和4年度以降の実績は、令和元年度から令和3年度の平均値から算出</p> <p>III. 令和元年度                  (法人税) 377 百万円 (所得税) 150 百万円                  (法人事業税) 107 百万円                  令和2年度                  (法人税) 370 百万円 (所得税) 142 百万円                  (法人事業税) 105 百万円                  令和3年度～6年度(各年度の推計)                  (法人税) 374 百万円 (所得税) 147 百万円                  (法人事業税) 106 百万円                  ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」、「医療経済実態調査結果」、                  「医療施設調査結果」等より推計                  ※法人税・法人事業税は、実績値が判明しているのが令和2年度までのため、令                  3年度以降の減収額については令和元年度と令和2年度の平均値から算出                  ※所得税は、法人・個人の適用割合を推計して算出</p>
--------	---

	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>I. 当該措置により、労働時間短縮に資する機器の導入が促進され、機器を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、機器導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど一定の効果は得られているものの、労働時間短縮に資する機器の新規導入や更新を行うことで、労働時間短縮の効果が高まることから、2024年4月の医師の時間外労働時間の上限規制の適用開始と医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準について2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえ、引き続き勤務時間短縮に資する機器の導入を促すことは不可欠である。</p> <p>II. 当該措置により、再編統合を行う医療機関の経済的負担を軽減することで、地域医療構想の実現に向けて、医療機関の再編統合が促進され、一定の効果は得られているものの、今後より一層推進していくために当該措置は不可欠である。なお、現時点における地域医療構想調整会議で合意した2025年(令和7年)における病床数に対する実際に増減された病床数の割合については、今年度調査予定である。</p> <p>III. 令和4年7月に実施した医療関係団体へのアンケート調査の結果、579医療機関のうち、52医療機関で本制度が利用されているが、地域において良質かつ適切な医療を提供するためには、まだまだ利用されていないものと考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>I. 本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果は得られている。</p> <p>II. 新型コロナウイルス感染症対応を最優先としたことによる地域医療構想の進捗の遅れもあり当該制度の活用状況は、現時点では当初の想定を下回っているが、経済的負担を軽減することで、民間医療機関の再編の実績が出てきており、再編は促進されているものと考えている。</p> <p>III. 令和4年7月に実施した医療関係団体へのアンケート調査の結果、62病院のうち40病院で本制度が利用されており、一定の効果はあるものと考えられる。</p>
	<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>I. 骨太2019において、2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を推進し、総合的な医療提供体制改革を実施するとされており、医師等の勤務負担を軽減し、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めることが求められているところであり、本制度適用医療機関においては、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間(3ヶ月平均)と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約10時間削減された事例もあるなど医師の時間外労働時間が減少傾向となっており、一定の効果は得られている。</p> <p>II. 骨太2019において、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、地域の医療機関の再編</p>

		<p>統合に伴う経済的負担を軽減し、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めることが求められているところであり、経済的負担を軽減することで、民間医療機関の再編統合の実績が出てきている。</p> <p>III. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>I. 補助金等による支援の場合、補助対象となるには複数の要件(地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関)を満たす必要がある。一方、本特例措置により、補助対象とならない医療機関を含めより広範に制度を利用する機会を与えることで、医療機関全体で長時間労働の医師の労働時間短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待できることから、医師の働き方改革の推進と地域医療の確保の両立を図るため税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>II. 医療機関が再編等を行う場合において、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから効果的である。本施策がない場合、再編等の機能の集約化が進まず、効率的で質の高い医療提供体制の構築が阻害されることから、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>III. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となることから税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>I. 補助金等による支援の具体例として、地域医療介護総合確保基金(区分6)があるが、補助対象となるには複数の要件(地域において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関)を満たす必要がある。一方で、本特例措置は補助対象にならない医療機関も利用可能であり、医療機関全体で長時間労働である医師の労働時間短縮と提供される医療の質の確保の両立が期待できる。</p> <p>II. 地域医療構想を実現するため病床機能再編に伴う設備投資後の経営が不安定な時期の支出を猶予する支援措置や義務づけ等は存在しない。</p> <p>III. 独立行政法人福祉医療機構では、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金に対する低利融資を行っているが、税制による優遇措置では医療機関の経費負担の軽減が図ることが可能である。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>I. ー</p> <p>II. ー</p> <p>III. ー</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(厚労01)



点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（令和3年度）が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 関係団体への調査により、共同利用施設の整備（令和3年度）について1件見込みがある。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和4年度）が予測されていない。 ② 将来の適用数（令和4年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 将来の適用数（令和5年度及び6年度）について、「平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 関係団体への調査により、共同利用施設の整備（令和4年度）について2件見込みがある。 ②・③ 別紙のとおり、平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備件数と取得価額の平均を出し、将来の適用件数（令和5・6年度）を推計。
【点検結果】	①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和3年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 別紙のとおり推計。

【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
--------	--

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和4年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。 ② 将来の減収額（令和4年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 ③ 将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	①～③ 別紙のとおり推計。
【点検結果】	①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（生活衛生同業組合等の共同利用施設数の増加を通じ、生活衛生関係事業者の経営基盤の安定・強化を図り、令和6年度における生活衛生関係営業の業況判断D Iがプラスに改善することを目標とする。以下同じ。）に対する将来の効果について、「生活衛生関係事業者の業況判断D Iが改善することが期待できるものである」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数（令和5年度及び6年度）は、各年度1件であり、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 「生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに改善すること」に修正する。なお、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和することが必要となる。 ② 将来の適用件数が僅少であるのは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活衛生関係事業者の経営状況は厳しく、生活衛生同業組合等の財政状況が悪化し、資金不足により共同利用施設の整備に至っていないからである。今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進むと考える。 ・ 少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の生活衛生関係

営業を取り巻く課題に対して、生活衛生同業組合等が共同利用施設を整備することにより、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できることから、生活衛生関係営業の業況好転の一因となると考える。

**【点検結果】**

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果が年度ごと（令和4年度から6年度まで）に予測されていないため、この点を課題とする。

また、達成目標に対する将来の効果（令和4年度から6年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の生活衛生関係営業を取り巻く課題に対して、生活衛生同業組合等が共同利用施設を整備することにより、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できることから、生活衛生関係営業の業況好転の一因となると考える」との説明では、僅少な適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**

① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等について、「株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算を確保する。生活衛生関係営業者に対する貸付を行うことにより、本税制措置を活用した共同利用施設の整備をさらに促進し、経営基盤の安定・強化を図る」と説明されているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。

**【厚生労働省の補足説明】**

①・②

- 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付は、生活衛生関係営業者の衛生水準を高めるために必要な設備資金や、経営改善のために必要な運転資金などの生活衛生関係営業者の資金調達を支援するための貸付制度である。
- 本税制措置は、大半が中小零細で資金繰りに苦しむ生活衛生関係営業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の共同利用施設（研修施設、共同工場、共同配送設備、共同冷凍・冷蔵庫、共同蓄電設備等）の整備を誘引するものであり、株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付とは趣旨・目的が異なる。
- 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付により、個々の生活衛生関係営業者が衛生水準の向上や経営状況の改善に取り組むとともに、生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の安定・強化を図るために、本税制措置により、生活衛生同業組合等の共同利用施設の整備を誘引することが必要である。

**【点検結果】**

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（減収見込積算）

【共同利用施設の整備状況】

平成 29 年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえ、令和5、6年度の整備件数、取得価額を推計。

	整備件数	取得価額
平成 29 年度	1 件	430 百万円
平成 30 年度	0 件	—
令和元年度	1 件	4 百万円
令和2年度	0 件	—
令和3年度(推計)	1 件	11 百万円
令和4年度(推計)	2件	310 百万円
令和5年度(推計)	1 件	148 百万円
令和6年度(推計)	1 件	148 百万円

【減収見込額】

減収見込額	法人税	法人住民税	法人事業税
令和3年度(推計)	0.1 百万円	0.01 百万円	0.1 百万円
令和4年度(推計)	3.5 百万円	0.3 百万円	1.8 百万円
令和5年度(推計)	1.7 百万円	0.1 百万円	0.9 百万円
令和6年度(推計)	1.7 百万円	0.1 百万円	0.9 百万円

○法人税の減収見込額

(1) 取得価額 × 特別償却率(6%) = 特別償却限度額

令和3年度: 11 百万円 × 6% = 0.66 百万円  
 令和4年度: 310 百万円 × 6% = 18.6 百万円  
 令和5年度: 148 百万円 × 6% = 8.88 百万円  
 令和6年度: 148 百万円 × 6% = 8.88 百万円

(2) 特別償却限度額 × 法人税率(中小企業 19%) = 法人税減収見込額

令和3年度: 0.66 百万円 × 19% = 0.13 百万円  
 令和4年度: 18.6 百万円 × 19% = 3.53 百万円  
 令和5年度: 8.88 百万円 × 19% = 1.69 百万円  
 令和6年度: 8.88 百万円 × 19% = 1.69 百万円

○法人住民税の減収見込額

(1) 法人税減収見込額 × 法人住民税率(7%) = 法人住民税減収見込額

令和3年度: 0.13 百万円 × 7% = 0.01 百万円  
 令和4年度: 3.53 百万円 × 7% = 0.25 百万円  
 令和5年度: 1.69 百万円 × 7% = 0.12 百万円  
 令和6年度: 1.69 百万円 × 7% = 0.12 百万円

○法人事業税の減収見込額

(1) 特別償却限度額 × 法人事業税率(7%) = 収入割減収見込額

令和3年度:0.66百万円×7%=0.05百万円

令和4年度:18.6百万円×7%=1.30百万円

令和5年度:8.88百万円×7%=0.62百万円

令和6年度:8.88百万円×7%=0.62百万円

(2)収入割減収見込額×特別法人事業税率(37%)=特別法人事業税減収見込額

令和3年度:0.05百万円×37%=0.02百万円

令和4年度:1.30百万円×37%=0.48百万円

令和5年度:0.62百万円×37%=0.23百万円

令和6年度:0.62百万円×37%=0.23百万円

(3)合計

令和3年度:0.05百万円+0.02百万円=0.06百万円

令和4年度:1.30百万円+0.48百万円=1.78百万円

令和5年度:0.62百万円+0.23百万円=0.85百万円

令和6年度:0.62百万円+0.23百万円=0.85百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 12) (法人住民税、法人事業税: 義)(自動連動)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が400万円以上のものに限る。)に係る取得価額の6%の特別償却制度
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法第44条の3 ・租税特別措置法施行令第28の6
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年8月 分析対象期間: 平成29年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和55年: 創設
		昭和57年～平成21年: 期限切れごとに延長
		平成23年: 特別償却割合を8%から6%に引き下げ
		平成25年: 2年間の延長
		平成27年: 取得価格要件100万円以上を設定
		平成29年: 取得価格要件を200万円以上に引き上げ
平成31年: 2年間の延長		
令和3年: 取得価格要件を400万円以上に引き上げ		
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1) 政策目的 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。 本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、中小零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の安定・強化を図るものである。 (2) 施策の必要性

		<p>生活衛生関係営業(全産業534万事業所のうち20.2%、全従業者5,687万人のうち11.7%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、中小零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化、省力化等を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生充実等を強力に推進する必要がある。</p> <p>現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは▲54.9と低調(※)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の生活衛生関係営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。</p> <p>(※)出典:株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果(2022年1～3月期)」</p> <p>このため、大半が中小零細で資金繰りに苦しむ生活衛生関係営業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の共同利用施設(研修施設、共同工場、共同配送設備、共同冷凍・冷蔵庫、共同蓄電設備等)の整備を誘引する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 第56条の5</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅱ) 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること (施策大目標5) 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること(5-1) 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>	
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等の共同利用施設数の増加を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図り、令和6年度における生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに改善することを目標とする。 なお、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和することが必要となる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活衛生関係営業者の経営状況は厳しく、生活衛生同業組合等の財政状況が悪化し、資金不足により共同利用施設の整備に至っていない。 今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につ</p>	

		<p>ながら、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できる。</p> <p>また、株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向(2021年)」によれば、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在するため、これらの整備を共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化がより図られることが考えられる。</p> <p>これらを通じ、生活衛生関係営業者の業況判断DIが改善することが期待できるものである。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○実績 平成29年度:0件 平成30年度:0件 令和元年度:0件 令和2年度:0件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度の数字はまだ公表されていない</p> <p>○見込み 令和5年度:1件 令和6年度:1件 ※平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計。</p> <p>本税制措置の近年の適用実績は0件であるが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が図られることにより、経営基盤の安定・強化が図られる。</p> <p>また、共同利用施設の整備による生産性向上の効果は、当該生活衛生同業組合等の営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。</p> <p>今日において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済でその役割を果たすため、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。</p>
		<p>②: 適用額</p> <p>○実績 平成29年度:0円 平成30年度:0円 令和元年度:0円 令和2年度:0円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度の数字はまだ公表されていない</p> <p>○見込み 令和5年度:148百万円 令和6年度:148百万円 ※平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計。</p>

	③: 減収額	<p>○実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度の数字はまだ公表されていない</p> <p>○見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1.7百万円</td> <td>0.1百万円</td> <td>0.9百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>1.7百万円</td> <td>0.1百万円</td> <td>0.9百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度～令和3年度の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成29年度	0円	0円	0円	平成30年度	0円	0円	0円	令和元年度	0円	0円	0円	令和2年度	0円	0円	0円		法人税	法人住民税	法人事業税	令和5年度	1.7百万円	0.1百万円	0.9百万円	令和6年度	1.7百万円	0.1百万円	0.9百万円
	法人税	法人住民税	法人事業税																															
平成29年度	0円	0円	0円																															
平成30年度	0円	0円	0円																															
令和元年度	0円	0円	0円																															
令和2年度	0円	0円	0円																															
	法人税	法人住民税	法人事業税																															
令和5年度	1.7百万円	0.1百万円	0.9百万円																															
令和6年度	1.7百万円	0.1百万円	0.9百万円																															
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活衛生関係営業者の経営状況は厳しく、生活衛生同業組合等の財政状況が悪化し、資金不足により共同利用施設の整備に至っていない。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できる。</p> <p>また、株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向(2021年)」によれば、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在するため、これらの整備を共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化がより図られることが考えられる。</p> <p>これらを通じ、生活衛生関係営業者の業況判断DIがプラスに改善することが期待できるものである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置を活用した共同利用施設の整備の促進により、生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生産性の向上が図られることにより、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化が図られる。</p>																																
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本税制措置を活用した共同利用施設の整備の促進により、生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生産性の向上が図られることにより、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化が図られ、衛生的で質の高いサービスの提供や雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。</p> <p>また、共同利用施設の整備による生産性向上の効果は、当該生活衛生同業組合等の営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。</p>																																

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興計画に基づく振興事業として共同利用施設事業を行う場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣の定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計となっている。</p> <p>また、本税制措置は、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により、法律に位置づけられ、昭和55年に創設されたものであるが、今日において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済でその役割を果たすため、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。</p> <p>本税制措置の近年の適用実績は0件であるが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上を図ることができる。</p> <p>このため、本税制措置について引き続き存置する必要がある。</p> <p>株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算を確保する。生活衛生関係営業者に対する貸付を行うことにより、本税制措置を活用した共同利用施設の整備をさらに促進し、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>—</p>
12	有識者の見解		<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年8月(厚労03)

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成28年度から令和2年度まで）について、「医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数（令和3年度）について、「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和4年度及び5年度）について、「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和3年度）の算定の基礎となる適用額について「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
-------------------------	---

【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（令和3年度）の算定根拠（計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和4年度及び5年度）の算定の基礎となる適用額について「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和4年度及び5年度）の算定根拠（計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療機関数の推移による）。以下同じ。）に対する過去の効果（令和3年度）について、「平成28年～令和2年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。 ② 達成目標は「医療体制を維持」することであり、「減収減を是認する理由等」に記載のとおり今後も地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していく為に引き続き要望しているもの。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の効果（令和3年度）の算定根拠（計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標に対する将来の効果（令和4年度及び5年度）について、「平成28年～令和2年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果（令和4年度及び5年度）の算定根拠（計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【厚生労働省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数及び減収額(推計)

<適用見込み数(推計)>

(単位:千円)

		黒字率						施設数								適用見込み数(黒字施設数)						合計
		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成28年	2016	56.7%	69.0%	70.9%	95.6%	71.3%	97.1%	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	3,263	166	29,168	40,888	9,549	53,337	136,371
平成29年	2017	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	3,736	120	28,846	39,881	9,890	52,563	135,036
平成30年	2018	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	3,752	157	30,361	39,620	9,656	51,642	135,189
令和元年	2019	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	3,032	126	29,382	39,430	10,806	51,539	134,315
令和2年	2020	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	2,917	113	22,640	36,843	9,915	49,758	122,188
令和3年	2021	51.4%	78.0%	53.6%	92.5%	66.7%	95.6%	4,763	119	921	14	45,087	39,776	15,631	51,600	2,922	103	24,167	36,785	10,434	49,324	123,735
令和4年	2022	49.1%	80.3%	49.5%	91.7%	65.8%	95.3%	4,743	100	923	12	45,870	39,202	16,074	50,935	2,784	90	22,715	35,956	10,570	48,520	120,635
令和5年	2023	46.9%	82.6%	45.4%	91.0%	64.8%	94.9%	4,723	82	925	10	46,652	38,628	16,516	50,269	2,648	75	21,199	35,136	10,698	47,721	117,477

【出典】

- ・「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
- ・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

<減収額(推計)>

(単位:千円)

		課税標準額			減収額(※)		
		個人事業税	法人事業税	合計	個人事業税	法人事業税	合計
平成28年	2016	1,273,355	551,381	1,824,736	58,574	25,364	83,938
平成29年	2017	1,265,431	466,780	1,732,211	58,210	21,472	79,682
平成30年	2018	1,227,843	538,465	1,766,308	56,481	24,769	81,250
令和元年	2019	1,196,416	543,617	1,740,033	55,035	25,006	80,042
令和2年	2020	1,172,557	515,532	1,688,089	53,938	23,714	77,652
令和3年	2021	1,145,937	524,697	1,670,634	52,713	24,136	76,849
令和4年	2022	1,118,876	525,211	1,644,087	51,468	24,160	75,628
令和5年	2023	1,091,815	525,725	1,617,539	50,223	24,183	74,407

※実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で概算を算出

【出典】

- ・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

<医療機関数(事前評価書用)>

		施設数								全施設数
		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成28年	2016	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	178,911
平成29年	2017	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	178,492
平成30年	2018	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	179,090
令和元年	2019	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	179,416
令和2年	2020	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	178,724
令和3年	2021	4,763	119	921	14	45,087	39,776	15,631	51,600	179,092
令和4年	2022	4,743	100	923	12	45,870	39,202	16,074	50,935	179,147
令和5年	2023	4,723	82	925	10	46,652	38,628	16,516	50,269	179,202

【出典】

- ・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,731,161	1,072,737	157,516
社会保険診療報酬(年間)②	1,629,295	1,493,801	133,962	76,814
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	139.2%	85.0%	88.3%
医療費用(年間)④	1,742,036	1,114,992	151,327	80,707
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,639,256	1,552,006	129,828	54,211
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-9,961	-58,498	5,234	22,703
開設者別施設数⑦	5,848	91	40,852	38,828
黒字率⑧:注1	48.8%	82.6%	45.4%	91.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,848	75	21,199	35,196
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-26,374,637	-4,833,091	110,890,244	685,793,483
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	0	7,312,635	34,789,674

単位:千円

R4時点(推計) 医療法人 個人

一般病院 4,723 82

精神病院 925 10

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	116,283
社会保険診療報酬(年間)②	86,430	41,549
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	74.3%	79.5%
医療費用(年間)④	107,728	36,048
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	80,071	28,674
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,359	12,874
開設者別施設数⑦	16,516	50,269
黒字率⑧:注1	64.8%	94.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,689	47,721
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	68,022,132	475,971,578
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,482,869	23,796,578

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	70,384,086
要項の措置の適用対象見込み	117,477

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑨=⑦×⑧-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,728,277	1,102,989	159,842
社会保険診療報酬(年間)②	1,623,467	1,351,131	135,849	76,581
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.0%	122.5%	85.0%	88.8%
医療費用(年間)④	1,728,128	1,112,590	152,925	80,524
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,625,380	1,382,898	129,897	53,745
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-1,883	-11,755	5,863	22,802
開設者別施設数⑦	5,866	112	45,970	39,202
黒字率⑧:注1	46.1%	80.3%	46.5%	91.7%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,784	90	22,715	35,958
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-5,270,581	-1,315,823	135,172,117	715,747,827
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	0	8,776,708	35,787,361

単位:千円

R4時点(推計) 医療法人 個人

一般病院 4,743 100

精神病院 923 12

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	112,816
社会保険診療報酬(年間)②	84,033	40,769
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	74.5%	80.4%
医療費用(年間)④	104,484	35,172
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	77,827	28,268
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,206	12,501
開設者別施設数⑦	16,074	50,635
黒字率⑧:注1	65.8%	95.3%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,670	48,620
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	65,801,703	485,983,551
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,323,480	23,293,176

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	72,180,748
要項の措置の適用対象見込み	120,635

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑨=⑦×⑧-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,721,280	1,133,241	162,167	88,288
社会保険診療報酬(年間)②	1,017,880	1,208,662	137,836	76,189
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.0%	106.7%	85.0%	86.3%
医療費用(年間)④	1,716,220	1,110,128	154,524	80,341
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,613,247	1,104,507	131,345	53,291
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	4,433	24,159	6,491	22,898
開設者別施設数⑦	5,884	132	45,087	39,776
黒字率⑧:注1	51.4%	78.0%	53.8%	92.5%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,922	103	24,167	36,785
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	12,951,218	2,191,895	158,875,217	735,878,631
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	853,990	109,590	10,338,861	36,788,832

RS時点(推計)	医療法人 個人	
	一般病院	精神病院
	4,763	119
	921	14

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	108,390	48,221
社会保険診療報酬(年間)②	81,637	39,989
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	74.7%	81.2%
医療費用(年間)④	101,240	34,298
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	75,583	27,894
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,054	12,128
開設者別施設数⑦	15,831	51,800
黒字率⑧:注1	68.7%	95.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,434	48,224
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	63,186,201	455,058,853
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,165,100	22,752,843

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	75,016,976
要項の情報の適用対象見込み	123,735

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表―損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

	医療収入						社会保険診療報酬						医療費用						黒字率						施設数						全施設数			
	病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所									
	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人						
平成28年	2016	1,719,925	703,825	189,067	89,329	92,037	40,886	1,603,597	825,112	145,192	78,599	66,127	35,818	1,684,563	672,459	158,624	60,456	86,572	28,807	55.7%	69.0%	70.3%	95.6%	71.3%	97.1%	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	178,911
平成29年	2017	1,672,873	601,400	174,397	83,463	95,572	44,157	1,573,513	559,167	147,096	70,167	75,114	37,155	1,633,285	579,013	163,692	58,257	87,033	31,786	64.6%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	178,492
平成30年	2018	1,690,595	597,228	174,145	84,033	97,834	44,758	1,590,399	556,412	146,049	70,634	76,518	37,315	1,649,155	567,194	163,737	58,983	88,940	32,062	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	179,090
令和元年	2019	1,738,758	1,193,745	166,937	91,105	104,315	47,216	1,628,759	1,097,086	143,690	81,234	77,633	39,343	1,709,463	1,105,264	156,118	61,542	97,393	33,187	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,682	179,416
令和2年	2020	1,711,453	1,163,493	161,170	85,006	104,997	46,689	1,605,013	1,068,498	136,960	74,881	76,849	38,622	1,711,014	1,107,696	154,420	59,727	97,610	32,489	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	178,724
令和3年	2021	1,721,393	1,133,241	162,167	86,286	109,350	49,221	1,617,880	1,208,662	137,636	76,189	81,637	39,989	1,716,220	1,110,128	154,524	60,341	101,240	34,296	51.4%	78.0%	53.6%	92.5%	66.7%	95.6%	4,763	119	921	14	45,087	39,776	15,631	51,600	179,092
令和4年	2022	1,726,277	1,102,999	159,842	86,186	112,816	50,727	1,623,487	1,351,131	135,949	76,551	84,033	40,769	1,723,138	1,112,560	152,925	60,524	104,494	35,172	49.1%	60.3%	49.5%	91.7%	65.8%	95.3%	4,743	100	923	12	45,870	39,202	16,074	50,935	179,147
令和5年	2023	1,731,161	1,072,737	157,516	86,085	116,283	52,234	1,629,295	1,493,601	133,862	76,914	86,430	41,549	1,742,036	1,114,992	151,327	60,707	107,728	36,049	46.9%	82.6%	45.4%	91.0%	64.8%	94.9%	4,723	82	925	10	46,652	38,828	16,518	50,269	179,202

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,711,493	1,163,493	161,170	85,006
社会保険診療報酬(年間)②	1,805,013	1,088,496	136,960	74,881
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.8%	91.8%	85.0%	86.1%
医療費用(年間)④	1,711,014	1,107,896	154,420	89,727
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,604,931	1,016,895	131,257	82,619
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	82	51,633	5,703	22,282
開設者別施設数⑦	5,887	156	44,219	40,310
黒字率⑧:注1	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,917	113	22,840	36,843
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	239,204	5,829,915	129,119,650	713,342,806
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	15,899	278,346	8,509,433	35,687,140



開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	104,997	46,889
社会保険診療報酬(年間)②	76,849	36,822
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	73.2%	82.7%
医療費用(年間)④	97,810	32,489
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	71,442	28,875
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,407	11,747
開設者別施設数⑦	15,161	52,103
黒字率⑧:注1	65.4%	95.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,815	48,758
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	53,006,889	440,187,442
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,533,079	22,009,372

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	70,011,089
要置の措置の適用対象見込み	122,188

出典:「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和2年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,738,758	1,193,745	106,937	81,105
社会保険診療報酬(年間)②	1,828,759	1,097,088	143,090	81,227
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.7%	91.9%	86.1%	89.2%
医療費用(年間)④	1,709,463	1,105,284	156,118	81,542
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,601,767	1,015,739	134,418	54,985
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	26,892	61,346	8,272	26,332
開設者別施設数⑦	5,720	174	43,593	41,073
黒字率⑧:注1	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,032	128	29,382	39,490
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	81,830,182	8,923,564	272,458,767	923,807,339
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	5,390,316	486,178	17,846,069	46,185,367



開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	104,315	47,216
社会保険診療報酬(年間)②	77,633	36,343
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	74.4%	83.3%
医療費用(年間)④	97,393	33,187
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	72,482	27,653
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,151	11,690
開設者別施設数⑦	14,782	53,133
黒字率⑧:注1	73.2%	97.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,806	51,639
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	55,985,676	453,014,896
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,686,009	22,650,735

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	96,345,494
要置の措置の適用対象見込み	134,315

出典:「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和元年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,990,995	597,228	174,145
社会保険診療報酬(年間)②	1,590,369	556,412	140,049	70,634
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	84.1%	93.2%	83.9%	84.1%
医療費用(年間)④	1,646,155	567,194	163,737	58,883
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,551,655	528,825	137,375	46,605
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,544	27,787	6,874	21,029
開設者別施設数⑦	5,764	197	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	65.1%	84.0%	70.8%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,752	157	30,361	39,820
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	144,631,334	3,909,295	293,339,148	718,291,159
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,527,155	195,464	17,949,679	35,914,559

H30.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,848	169
精神病院	916	18

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	67,634
社会保険診療報酬(年間)②	76,518	37,215
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,940	32,062
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	69,562	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,956	10,985
開設者別施設数⑦	14,927	53,662
黒字率⑧:注1	67.4%	96.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,656	51,842
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	67,171,080	386,655,351
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,424,732	19,842,768

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	87,251,353
要置の措置の適用対象見込み	135,189

出典:「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成30年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和元年実施第22回医療経済実態調査「医療機関等調査」報告「機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,672,973	601,400	174,397
社会保険診療報酬(年間)②	1,573,513	556,167	147,096	70,167
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	93.0%	84.3%	84.1%
医療費用(年間)④	1,633,285	579,013	163,892	58,257
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,538,821	536,482	137,892	46,894
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,692	20,685	6,104	21,173
開設者別施設数⑦	5,766	210	41,827	41,892
黒字率⑧:注1	64.8%	57.1%	66.8%	95.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,736	120	28,048	39,891
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	136,721,240	2,132,577	282,801,678	728,743,412
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,026,102	106,629	17,296,069	38,437,171

H29.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,853	188
精神病院	913	22

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	65,572
社会保険診療報酬(年間)②	75,114	37,155
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.0%	84.1%
医療費用(年間)④	67,033	31,786
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	66,403	28,746
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,711	10,409
開設者別施設数⑦	13,671	54,153
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,690	52,663
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	68,373,471	394,713,854
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,372,153	19,735,663

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	86,855,834
要置の措置の適用対象見込み	135,036

出典:「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和元年実施第22回医療経済実態調査「医療機関等調査」報告「機能別集計表一損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,719,825	703,825	169,067
社会保険診療報酬(年間)②	1,903,597	825,112	145,192	78,599
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	88.8%	85.9%	89.6%
医療費用(年間)④	1,884,583	672,459	188,624	80,456
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,570,013	597,144	139,258	53,201
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	33,584	27,968	6,934	25,398
開設者別施設数⑦	5,754	240	41,140	42,770
黒字率⑧:注1	58.7%	69.0%	70.8%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,263	166	29,168	40,889
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	109,588,150	4,151,291	290,588,788	919,888,475
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	7,217,473	207,865	17,185,503	45,884,474

H28.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,840	217
精神病院	914	23

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	82,037
社会保険診療報酬(年間)②	86,127	35,818
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.8%	88.0%
医療費用(年間)④	86,572	28,807
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	82,200	25,390
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,927	10,458
開設者別施設数⑦	13,393	54,930
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,549	53,337
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	37,485,048	403,105,324
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	2,469,874	20,155,288

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	83,210,155
要項の措置の適用対象見込み	138,371

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」厚生労働省・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成29年実施第21回医療経済実態調査「医療機関等調査」報告「機能別集計表」損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,718,738	722,348	168,767
社会保険診療報酬(年間)②	1,598,706	642,598	144,731	78,679
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	89.0%	85.6%	89.2%
医療費用(年間)④	1,872,438	678,042	157,355	80,477
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	1,558,712	603,458	135,011	53,341
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	41,064	39,141	9,720	25,338
開設者別施設数⑦	5,737	269	40,220	43,324
黒字率⑧:注1	62.4%	85.5%	71.8%	94.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,580	174	28,878	40,889
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	148,988,683	6,314,217	280,705,611	917,877,790
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,891,187	315,711	18,480,840	45,883,689

H27.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,823	242
精神病院	914	24

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	88,248
社会保険診療報酬(年間)②	84,847	35,863
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.7%	87.9%
医療費用(年間)④	84,885	29,089
うち社会保険診療のための費用(年間)⑤	81,751	25,566
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,096	10,417
開設者別施設数⑦	12,880	55,244
黒字率⑧:注1	62.4%	98.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	8,037	53,255
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	24,883,585	400,342,233
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	1,638,132	20,017,112

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	96,027,871
要項の措置の適用対象見込み	134,822

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成27年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成29年実施第21回医療経済実態調査「医療機関等調査」報告「機能別集計表」損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税 12)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	個人事業税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
		《要望の内容》 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。
		《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成 28～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的の位置付け
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。
		《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	①: 適用数
		②: 適用額
		令和5年度 117,477 件/年 令和4年度 120,635 件/年 令和3年度 123,735 件/年 令和2年度 122,188 件/年 令和元年度 134,315 件/年 平成 30 年度 135,189 件/年 平成 29 年度 135,036 件/年 平成 28 年度 136,371 件/年 ※医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計 ※令和3～5年度は平成 28～令和2年度の回帰直線による推計
		令和5年度 課税標準額 1,617,539 百万円 (個人事業税 1,091,815 百万円) (法人事業税 525,725 百万円) 令和4年度 課税標準額 1,644,087 百万円 (個人事業税 1,118,876 百万円) (法人事業税 525,211 百万円) 令和3年度 課税標準額 1,670,634 百万円 (個人事業税 1,145,937 百万円) (法人事業税 524,697 百万円) 令和2年度 課税標準額 1,688,089 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 515,532 百万円) 令和元年度 課税標準額 1,740,033 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 543,617 百万円) 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 平成 28 年度 課税標準額 1,824,736 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円) (法人事業税 551,381 百万円)  ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (平成 30～令和2年度:第 208 回国会提出、平成 28～29 年度:第 201 回国会提出)参照 ※令和3～5年度は平成 28～令和2年度の回帰直線による推計

	③: 減収額	(実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和5年度 1,617,539 百万円×4.6%=74,407 百万円 (個人事業税 1,091,815 百万円×4.6%=50,223 百万円) (法人事業税 525,725 百万円×4.6%=24,183 百万円) 令和4年度 1,644,087 百万円×4.6%=75,628 百万円 (個人事業税 1,118,876 百万円×4.6%=51,468 百万円) (法人事業税 525,211 百万円×4.6%=24,160 百万円) 令和3年度 1,670,634 百万円×4.6%=76,849 百万円 (個人事業税 1,145,937 百万円×4.6%=52,713 百万円) (法人事業税 524,697 百万円×4.6%=24,136 百万円) 令和2年度 1,688,089 百万円×4.6%=77, 652 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円×4.6%=53,938 百万円) (法人事業税 515,532 百万円×4.6%=23,714 百万円) 令和元年度 1,740,033 百万円×4.6%=80,042 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円×4.6%=55,035 百万円) (法人事業税 543,617 百万円×4.6%=25,006 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円×4.6%=81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円×4.6%=56,481 百万円) (法人事業税 538,465 百万円×4.6%=24,769 百万円) 平成 29 年度 1,732,211 百万円×4.6%=79,682 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円×4.6%=58,210 百万円) (法人事業税 466,780 百万円×4.6%=21,472 百万円) 平成 28 年度 1,824,736 百万円×4.6%=83,938 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円×4.6%=58,574 百万円) (法人事業税 551,381 百万円×4.6%=25,364 百万円)																								
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 28 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>178,911</td> <td>178,492</td> <td>179,090</td> <td>179,416</td> <td>178,724</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>179,092</td> <td>179,147</td> <td>179,202</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在) 令和3～5年度は平成 28 年～令和2年の回帰直線による推計		28	29	30	1	2	医療機関数	178,911	178,492	179,090	179,416	178,724		3	4	5			医療機関数	179,092	179,147	179,202		
		28	29	30	1	2																				
医療機関数	178,911	178,492	179,090	179,416	178,724																					
	3	4	5																							
医療機関数	179,092	179,147	179,202																							
⑤: 税収減を是認する理由等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 28 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における医療提供体制の維持に資するものとなっている。																									
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。																								

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12:	有識者の見解	—
13:	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(厚労 02)



点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成28年度から令和2年度まで）について、「税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数（令和3年度）について、「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和4年度及び5年度）について、「平成28～令和2年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成28年度から令和2年度まで）について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
-------------------------	---

② 過去の減収額（令和3年度）について、「平成28～令和2年度までの計算見込額の回帰直線により推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。	
【厚生労働省の補足説明】	① 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の数字をそのまま使用しており、計算等は行っていない。 ② 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和4年度及び令和5年度）について、「平成28～令和2年度までの計算見込額の回帰直線により推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療機関数の推移による）。以下同じ。）に対する過去の効果について、令和3年は「平成28～令和2年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。 ② 当措置の目標は「地域における医療提供体制が維持されている」ことであり、「税収減を是認する理由等」に記載の通り「本措置による経営の支え」により維持がなされていることから、引き続き要望していくもの。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標に対する将来の効果（令和4年度及び令和5年度）について、「平成28～令和2年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 算出根拠を別紙資料（EXCEL）の通り提出する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【厚生労働省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	22,918	6,371	2,948	
医療法人所得(百万円)②(注3)	284,740	107,940	367,783	475,723
社会保険診療報酬外所得割合③	16.8%	16.8%	16.8%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	47,836	18,134	61,787	79,921
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,674	889	3,028	3,916
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	578	307	1,045	1,351
影響額合計(百万円)⑨	2,252	1,195	4,072	5,287

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	22,918	6,371	2,948	
医療法人所得(百万円)②(注3)	284,740	107,940	367,783	475,723
社会保険診療報酬外所得割合③	16.8%	16.8%	16.8%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	47,836	18,134	61,787	79,921
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,674	961	4,325	5,286
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	819	356	1,600	1,956
影響額合計(百万円)⑨	2,294	1,317	5,925	7,242

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円－2,903百万円=971百万円	合計 <b>1,975百万円</b>
地方法人特別税 : 1,433百万円－1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万円÷16.8%=2,500万円、800万円÷16.8%=5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,143	6,460	2,957	
医療法人所得(百万円)②(注3)	292,682	108,982	363,520	472,482
社会保険診療報酬外所得割合③	16.7%	16.7%	16.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	48,878	18,197	60,708	78,904
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,711	892	2,975	3,866
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	590	308	1,028	1,334
影響額合計(百万円)⑨	2,301	1,199	4,001	5,200

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,968	6,549	2,968	
医療法人所得(百万円)②(注3)	300,824	109,983	359,258	469,241
社会保険診療報酬外所得割合③	16.7%	16.7%	16.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	50,204	18,367	59,996	78,363
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,757	900	2,940	3,840
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	606	310	1,014	1,325
影響額合計(百万円)⑨	2,363	1,210	3,954	5,165

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,143	6,460	2,957	
医療法人所得(百万円)②(注3)	292,682	108,982	363,520	472,482
社会保険診療報酬外所得割合③	16.7%	16.7%	16.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	48,878	18,197	60,708	78,904
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,711	964	4,250	5,214
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	633	357	1,572	1,929
影響額合計(百万円)⑨	2,344	1,321	5,822	7,143

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,968	6,549	2,968	
医療法人所得(百万円)②(注3)	300,824	109,983	359,258	469,241
社会保険診療報酬外所得割合③	16.7%	16.7%	16.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	50,204	18,367	59,996	78,363
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,757	973	4,200	5,173
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	650	360	1,554	1,914
影響額合計(百万円)⑨	2,407	1,334	5,754	7,087

○減収見込額

合計	1,943百万円
法人事業税 : 3,874百万円－2,903百万円=971百万円	
地方法人特別税 : 1,433百万円－1,002百万円=431百万円	

○減収見込額

合計	1,923百万円
法人事業税 : 3,874百万円－2,903百万円=971百万円	
地方法人特別税 : 1,433百万円－1,002百万円=431百万円	

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.7%=2,500万円、800万÷16.7%=5,000万円)

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.7%=2,500万円、800万÷16.7%=5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

<所得区分別の医療法人数>※各年度の適用件数試算のバックデータ

年	所得区分		100万円以下	100万円超	200万円超	300万円超	500万円超	1,000万円超	2,000万円超	5,000万円超	1億円超	2億円超	5億円超	10億円超	計
H27	2015		3,139	2,284	2,184	3,873	6,919	7,216	6,230	2,391	1,163	567	125	31	36,122
H28	2016		2,248	1,794	1,677	2,970	5,429	5,539	4,687	1,711	771	432	96	23	27,377
H29	2017		2,404	1,840	1,675	2,869	5,531	5,446	4,668	1,663	801	420	100	30	27,447
H30	2018		2,312	1,800	1,559	2,932	5,448	5,225	4,624	1,543	819	435	101	22	26,820
R1	2019		2,250	1,807	1,597	2,851	5,377	5,491	4,812	1,628	834	426	94	28	27,195
R2	2020		1,924	1,577	1,400	2,426	4,413	4,511	4,137	1,563	833	461	105	28	23,378
R3	2021		1,987	1,624	1,392	2,478	4,584	4,639	4,299	1,522	859	454	103	29	23,968
R4	2022		1,907	1,577	1,329	2,367	4,365	4,438	4,203	1,489	874	460	104	29	23,143
R5	2023		1,827	1,530	1,266	2,257	4,147	4,237	4,108	1,456	890	467	105	30	22,318

H28～R2の「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)から得られた医療法人数に年度を独立変数としてForecast関数を使用してR3～R5の医療法人数を推計

<減収額試算> (単位:百万円)

		計算見込額	報告書の適用税額
H28	2016	1,770	2,523
H29	2017	1,808	2,125
H30	2018	1,832	2,057
R1	2019	1,778	2,506
R2	2020	1,964	2,719
R3	2021	1,923	2,518
R4	2022	1,943	2,546
R5	2023	1,975	2,592

H28～R2の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)から得られた減収額に各年度シートで算出した見込減収額を独立変数としてForecast関数を使用してR3からR5の減収額を推計

<医療法人数の推移(事前評価書用)>

		医療法人数
H28	2016	60,287
H29	2017	61,564
H30	2018	62,913
R1	2019	64,075
R2	2020	65,067
R3	2021	66,403
R4	2022	67,610
R5	2023	68,817

H28～R2の医療施設動態調査(厚生労働省)から得られた医療法人数を独立変数としてForecast関数を使用してR3～R5の医療法人数を推計

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「令和2年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

＜現状＞	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,378	6,438	2,980	
医療法人所得(百万円)②(注3)	224,785	109,225	380,775	470,000
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	38,215	18,568	61,332	79,900
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,338	910	3,005	3,915
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	401	314	1,037	1,351
影響額合計(百万円)⑨	1,789	1,224	4,042	5,268

＜軽減措置なし＞	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,378	6,438	2,980	
医療法人所得(百万円)②(注3)	224,785	109,225	380,775	470,000
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	38,215	18,568	61,332	79,900
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,338	984	4,293	5,277
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	405	364	1,588	1,953
影響額合計(百万円)⑨	1,832	1,348	5,882	7,230

○減収見込額	合計
法人事業税 : 3,896百万円-2,899百万円=997百万円 地方法人特別税 : 1,442百万円-1,000百万円=442百万円	1,994百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第208回調査提出)による減収額	2,719百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷17.0%≒2,500万円、800万÷17.0%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和2年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「令和元年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

＜現状＞	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	335,470	115,350	344,300	459,850
社会保険診療報酬外所得割合③	15.9%	15.9%	15.9%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,340	18,341	54,744	73,084
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,814	844	2,518	3,362
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	783	364	1,088	1,452
影響額合計(百万円)⑨	2,597	1,208	3,606	4,814

＜軽減措置なし＞	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	335,470	115,350	344,300	459,850
社会保険診療報酬外所得割合③	15.9%	15.9%	15.9%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,340	18,341	54,744	73,084
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,814	935	3,668	4,603
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	783	404	1,585	1,989
影響額合計(百万円)⑨	2,597	1,339	5,252	6,592

○増収見込額	合計
法人事業税 : 3,965百万円-2,884百万円=1,081百万円 地方法人特別税 : 1,713百万円-1,246百万円=467百万円	1,778百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第208回調査提出)による減収額	2,506百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円~~で区切った場合に相当する~~所得金額の推計。(400万÷15.9%≒2,500万円、800万÷15.9%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和元年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	6,773	2,920	
医療法人所得(百万円)②(注3)	325,390	111,533	342,575	454,108
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,689	18,403	56,525	74,928
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,825	847	2,600	3,447
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	789	366	1,123	1,499
影響額合計(百万円)⑨	2,614	1,212	3,723	4,936

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	6,773	2,920	
医療法人所得(百万円)②(注3)	325,390	111,533	342,575	454,108
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,689	18,403	56,525	74,928
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,825	939	3,787	4,726
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	789	405	1,636	2,042
影響額合計(百万円)⑨	2,614	1,344	5,423	6,767

増収見込額	合計
法人事業税 : 4,379百万円-3,228百万円=1,151百万円 地方法人特別税 : 1,892百万円-1,395百万円=497百万円	1,832百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回国会提出)による減収額	2,057百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で見切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%=2,500万円、800万÷16.5%=5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	6,804	3,014	
医療法人所得(百万円)②(注3)	342,828	114,250	348,175	460,425
社会保険診療報酬外所得割合③	16.1%	16.1%	16.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,163	18,394	55,734	74,128
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,876	846	2,584	3,410
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	810	366	1,108	1,473
影響額合計(百万円)⑨	2,686	1,212	3,671	4,883

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	6,804	3,014	
医療法人所得(百万円)②(注3)	342,828	114,250	348,175	460,425
社会保険診療報酬外所得割合③	16.1%	16.1%	16.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,163	18,394	55,734	74,128
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,876	938	3,734	4,672
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	810	405	1,613	2,018
影響額合計(百万円)⑨	2,686	1,343	5,347	6,691

増収見込額	合計
法人事業税 : 4,447百万円-3,274百万円=1,173百万円 地方法人特別税 : 1,921百万円-1,415百万円=506百万円	1,808百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回国会提出)による減収額	2,125百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で見切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.1%=2,500万円、800万÷16.1%=5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数  
 \*医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	6,939	3,033	
医療法人所得(百万円)②(注3)	387,498	78,283	338,525	414,808
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	60,637	12,587	55,857	68,443
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,062	579	2,569	3,148
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	891	250	1,110	1,360
影響額合計(百万円)⑨	2,952	829	3,679	4,509

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	6,939	3,033	
医療法人所得(百万円)②(注3)	387,498	78,283	338,525	414,808
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	60,637	12,587	55,857	68,443
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,062	642	3,742	4,384
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	891	277	1,617	1,994
影響額合計(百万円)⑨	2,952	919	5,359	6,278

○増収見込額

法人事業税 : 4,447百万円-3,274百万円=1,173百万円	合計
地方法人特別税 : 1,921百万円-1,415百万円=506百万円	1,770百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回国会提出)による減収額	2,523百万円

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を超えた場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%=2,500万円、800万÷16.5%=5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。  
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

○医療法人の医業収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.8%**となる。

	医業収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体:医療法人	5.9%	5,648
(一般診療所) 開設主体:医療法人	15.0%	46,652
(歯科診療所) 開設主体:医療法人	25.5%	16,516
医業収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.8%	

出典:過去データから推計

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.7%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.0%	5,666
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	45,870
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	25.5%	16,074
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.7%	

出典：過去データから推計

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.7%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.0%	5,684
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	45,087
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	25.3%	15,831
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.7%	

出典：過去データから推計

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.0%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.2%	5,687
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	44,219
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	26.8%	15,161
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.0%	

出典：「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和3年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**15.9%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,720
(一般診療所) 開設主体：医療法人	13.9%	43,593
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	25.6%	14,762
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	15.9%	

出典：「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和元年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

## ○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.1%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,766
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.7%	41,927
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.4%	13,871
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.1%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,754
(一般診療所) 開設主体：医療法人	14.1%	41,140
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.2%	13,393
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして  
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.3%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,737
(一般診療所) 開設主体：医療法人	14.2%	40,220
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	27.3%	12,880
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.3%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税13)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について事業税を軽減する。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を存続する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第 72 条の 24 の 7</p>
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成 28 年～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的の位置付け
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。</p> <p>(医療法第1条の3)</p> <p>国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p>

		<p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療法人数の推移による)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地域における医療提供体制が維持される。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>令和5年度 6,371 件/年 令和4年度 6,460 件/年 令和3年度 6,549 件/年 令和2年度 6,438 件/年 令和元年度 7,020 件/年 平成 30 年度 6,773 件/年 平成 29 年度 6,904 件/年 平成 28 年度 6,939 件/年</p> <p>※税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計。 ※令和3～5年度については平成 28～令和2年度の回帰直線による推計。</p> <p>②: 適用額</p> <p>③減収額参照</p> <p>③: 減収額</p> <p>地方税法に基づく適用実態調査結果</p> <p>令和5年度 税額 2,592 百万円 令和4年度 税額 2,546 百万円 令和3年度 税額 2,518 百万円 令和2年度 税額 2,719 百万円 令和元年度 税額 2,506 百万円 平成 30 年度 税額 2,057 百万円 平成 29 年度 税額 2,125 百万円 平成 28 年度 税額 2,523 百万円</p> <p>※平成 30～令和2年度は第 208 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 28～29 年度は第 201 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和3～5年度は平成 28～令和2年度までの計算見込額の回帰直線により推計。</p>

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  地域における医療提供体制が維持されている。                  《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  本措置の適用により、平成28年以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関数</td> <td>60,287</td> <td>61,564</td> <td>62,913</td> <td>64,075</td> <td>65,067</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関</td> <td>66,403</td> <td>67,610</td> <td>68,817</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28～令和2年 医療施設動態調査参照(各年10月1日現在)                  令和3～5年は平成28～令和2年の回帰直線による推計。</p>		28	29	30	1	2	開設者が 医療法人の 医療機関数	60,287	61,564	62,913	64,075	65,067		3	4	5			開設者が 医療法人の 医療機関	66,403	67,610	68,817		
			28	29	30	1	2																				
開設者が 医療法人の 医療機関数	60,287	61,564	62,913	64,075	65,067																						
	3	4	5																								
開設者が 医療法人の 医療機関	66,403	67,610	68,817																								
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成28年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域における医療提供体制の維持に資するものとなっている。</p>																										
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。</p>																								
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供している医療機関の下支えをすることで、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。                  なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>																								
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—																								
12	有識者の見解	—																									
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(厚労03)																									